

第9回 多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会
議事要旨

1 開催日時等

- ・開催日時：令和3年11月16日（火）午前10時から午前12時まで
- ・開催場所：ウェブ会議

・出席委員等

埼玉大学大学院理工学研究科教授 久保田尚（座長）
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会理事 浅香博文
つくば市長 五十嵐立青
一般社団法人日本物流団体連合会業務執行理事 伊勢川光
自動車ジャーナリスト 岩貞るみこ
東京大学大学院法学政治学研究科教授 川出敏裕
自動車技術総合機構交通安全環境研究所自動車安全研究部長 河合英直
特定非営利活動法人自転車活用推進研究会理事長 小林成基
マッキンゼー&カンパニーシニアパートナー 小松原正浩
國學院大學法学部教授 高橋信行
公益社団法人日本PTA全国協議会副会長 本江学
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通企画課理事官
警察庁交通局交通指導課課長補佐【代理出席】
警察庁交通局交通規制課課長補佐【代理出席】
警察庁交通局運転免許課課長補佐【代理出席】

・オブザーバー

内閣府地方創生推進事務局参事官
経済産業省製造産業局総務課長
国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課長
国土交通省道路局企画課長【代理出席】
国土交通省自動車局技術・環境政策課長
国土交通省自動車局保障制度参事官【代理出席】
警察庁交通局交通企画課高度道路交通政策総合研究官【欠席】

2 議事進行

2. 1 開会

※ 事務局より開会を宣言

2. 2 議事

2. 2. 1 事務局説明

事務局から最終報告書案について説明を行った。

2. 2. 2 自由討議

各委員から報告書案への意見が出された後、質疑応答及び討議を行った。

各委員からの主な意見については、次のとおり。

【交通ルール全般について】

- ・ 誰にとっても分かりやすいルール作りが必要である。
- ・ 違反を抑止するための実効的な措置の検討が重要である。（岩貞委員、川出委員）
- ・ 小型低速車に該当する電動キックボードと、原動機付自転車に該当する電動キックボードをどのように見分けるのか。
- ・ 現行の道路交通法の中には、自転車では実行しにくいルールがあることから、多様なモビリティに対応できる改正を行う際によりシンプルで遵守しやすい合理的なものに変更すべきである。

【歩道通行車の最高速度について】

- ・ あまり低速すぎると、モビリティの普及が阻害されてしまう。実証実験の結果や地域の道路環境等を踏まえた検討が必要である。
- ・ 自動配送ロボットは、過疎地における配送手段として重視される。最高速度については、街中で使用される場合と過疎地で使用される場合等、状況に応じて柔軟に検討する必要がある。
- ・ 地域性に応じて条例の制定等によって例外を認めていくということでもよいのではないか。
- ・ 歩道を通行する高齢者等のことを考えると、最高速度を引き上げるべきではない。広い歩道のある地域においては、普通自転車専用通行帯を作り、小型低速車として通行することとすれば良いのではないか。
- ・ 時速6キロメートルを超える車両の歩道通行は、普通自転車を含め、認めるべきではない。

【小型低速車の高さ制限について】

- ・ 自立走行する場合、センサーは人の目の代わりになる極めて重要な安全装置であることから、高さ制限を設けるとしても、人の目の高さぐらいの設定に基準を変えるべきである。
- ・ 立ち乗り型のモビリティに身長の高い人が乗る場合等、高さが低いと操縦がしに

くくなり、安全上の問題が生じるのではないか。

【小型低速車の保安基準について】

- ・ 夜間に安全に走行するため、前照灯の設置は必須である。
- ・ 電動キックボードは右左折の際に手で合図をすることが難しいため、方向指示器の設置を義務付けるべきである。

【小型低速車のヘルメットの着用を努力義務とすることについて】

- ・ ヘルメットの効果は工学的にも立証されているところ、新しいモビリティについても、ヘルメットの着用を強く推奨してほしい。

【小型低速車の運転免許について】

- ・ 原動機付きの乗り物に関しては、免許が必要であると考えている。違反をした際に身分証明書を持っていない場合、どのように取り締まるのか。
- ・ 普通免許のような厳格なものでもなくとも、比較的簡単に取得できる限定免許制度を策定するのが良いのではないか。

2. 3 閉会